

## 県内15カ所の施設で遠隔手話通訳サービス事業が始まりました！

平成29年度の遠隔手話通訳サービス事業を神奈川県からの委託により、当法人が運営を担うこととなり、平成29年4月28日（金）から県内15カ所の合同庁舎や県税事務所などの施設にタブレット型端末を配置し、神奈川県聴覚障害者福祉センターと結んでタブレット型端末のテレビ電話を活用しての手話通訳サービスが始まりました。

- 利用できる曜日：火曜日から金曜日  
(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
- 利用できる時間：午前8時30分から午後5時15分
- 利用できる施設

横浜県税事務所、神奈川県税事務所、緑県税事務所、戸塚県税事務所、川崎合同庁舎、高津合同庁舎、高相合同庁舎、藤沢合同庁舎、自動車税管理事務所、津久井合同庁舎、足柄上合同庁舎、横須賀合同庁舎、厚木合同庁舎、平塚合同庁舎、小田原合同庁舎

ご利用の際は、職員に「遠隔手話通訳サービスを利用したい」とお申し出ください。